

入札参加の皆様へ

赤 磐 市

入札制度の改正について（お知らせ）

「入札制度の改正について（お知らせ）」については、平成 2 5 年 1 月 7 日及び 1 1 日付けで、お知らせしていたところですが、改正内容の説明に誤りがありましたので、前回までのお知らせを取消し、改めてお知らせいたします。

また、再度の訂正により入札参加者の皆様には、混乱を招くこととなりましたことをお詫びいたします。

記

1 要領の改正

赤磐市建設工事等最低制限価格取扱要領（平成 2 2 年赤磐市告示第 5 5 号）第 5 条第 4 項中「第 1 項の規定に基づく計算式により」を「第 1 項の規定に基づき」に改めました。

2 改正の内容

開札の結果、予定価格の制限の範囲内のすべての入札が最低制限価格を下回った場合は計算式の X 及び Y に 9 を代入して得た額が最低制限価格として決定されますが、今回の改正により、その最低制限価格が予定価格に 1 0 分の 9 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 1 0 分の 9 を乗じて得た額が、予定価格に 1 0 分の 7 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 1 0 分の 7 を乗じて得た額が最低制限価格となります。

したがって、最低制限価格は、予定価格に 1 0 分の 7 を乗じて得た額から予定価格に 1 0 分の 9 を乗じて得た額の範囲内で決定されます。

【計算式】

予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額 × (基準率 - (0.0 0 2 X + 0.0 0 0 2 Y))

今回の改正は、平成 2 5 年 1 月 7 日以降の公告又は指名通知する建設工事について適用します。

【例1】

予定価格（税抜き）1,000万円 最低制限価格基準率0.7の場合

改正前	$10,000,000 \text{ 円} \times (0.7 - (0.002 \times 9 + 0.0002 \times 9)) = 6,802,000 \text{ 円}$最低制限価格（税抜き）
改正後	$10,000,000 \text{ 円} \times (0.7 - (0.002 \times 9 + 0.0002 \times 9)) = 6,802,000 \text{ 円}$ $10,000,000 \text{ 円} \times 0.7 = 7,000,000 \text{ 円}$ $6,802,000 \text{ 円} < 7,000,000 \text{ 円}$ となり7/10に満たないため7,000,000円が最低制限価格（税抜き）となります。

【例2】

予定価格（税抜き）1,000万円 最低制限価格基準率0.95の場合

改正前	$10,000,000 \text{ 円} \times (0.95 - (0.002 \times 9 + 0.0002 \times 9)) = 9,302,000 \text{ 円}$最低制限価格（税抜き）
改正後	$10,000,000 \text{ 円} \times (0.95 - (0.002 \times 9 + 0.0002 \times 9)) = 9,302,000 \text{ 円}$ $10,000,000 \text{ 円} \times 0.9 = 9,000,000 \text{ 円}$ $9,000,000 \text{ 円} < 9,302,000 \text{ 円}$ となり9/10を超えるため9,000,000円が最低制限価格（税抜き）となります。

赤磐市建設工事等最低制限価格取扱要領

平成22年6月10日

告示第55号

(趣旨)

第1条 この要領は、赤磐市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づき、最低制限価格を設定する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子入札システム 赤磐市建設工事等電子入札実施要綱（平成23年赤磐市告示第84号）に規定する電子入札システムをいう。

(2) 電子入札 電子入札システムを使用して行う入札をいう。

(3) 紙入札 電子入札によらない紙媒体により執行する入札手続をいう。

(4) くじ番号 電子入札の場合にあっては、入札者が入札金額を登録する際に入力する3桁の数字のことをいい、紙入札の場合にあっては、くじにより決定した1桁の数字をいう。

(5) 到着ミリ秒 電子入札システムに入札金額が登録された時刻のミリ秒をいう。

(6) 決定くじ番号 電子入札の場合にあっては、くじ番号と到着ミリ秒との和をいい、紙入札の場合にあっては、くじ番号を決定くじ番号とする。ただし、和の値が4桁となった場合は、下3桁の値を採用する。

(対象工事)

第3条 この要領により最低制限価格を設定する対象は、競争入札に付する建設工事とする。ただし、最低制限価格を設定することが適当でないと市長が認める工事を除く。

(最低制限価格基準率の算定方法)

第4条 最低制限価格基準率（以下「基準率」という。）は、次の計算式により算出した率（小数点第3位以下を切り捨てた率）とする。

$(直接工事費 \times 0.95 + 共通仮設費 \times 0.9 + 現場管理費 \times 0.8 + 一般管理費 \times 0.3) \div 工事価格$

2 特別なものについては、前項の規定にかかわらず、0.7とすることができる。

(最低制限価格の算定方法)

第5条 最低制限価格は、次の計算式により算定した額（1,000円未満切り捨て）とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7を乗じて得た額とする。

予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額 $\times (基準率 - (0.002X + 0.002Y))$

2 紙入札の場合、入札執行者は、入札者が入札書を指定の場所に提出後開札前（郵便による入札の場合は開札直前とする。）において、くじ番号により前項の計算式に用いる0から9までの1単位の変数X及びYを決定するものとする。

3 電子入札の場合、入札者は入札時に3桁のくじ番号を入力するものとし、有効な入札をした者の決定くじ番号の和の十の位の数字をXに代入し、一の位の数字をYに代入するものとする。

4 開札の結果、予定価格の制限の範囲内であって前3項の規定により算定した額以上の入札の

数が1以上あれば、当該算定額を最低制限価格として決定するものとする。ただし、予定価格の制限の範囲内のすべての入札が当該算定額を下回った場合は、第1項の規定に基づき、X及びYに9を代入して得た額を最低制限価格として決定するものとする。

5 入札執行者は、当該入札の開札後直ちに前項の規定により決定した最低制限価格を、入札者（電子入札及び郵便入札の場合は、立会人とする。）に発表するものとし、赤磐市建設工事に係る入札結果等の公表に関する事務取扱要綱（平成22年赤磐市告示第76号）により公表する。
（最低制限価格の計算式等の公表）

第6条 前条の計算式は、入札室に常時掲示しておくものとする。
（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年7月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知する建設工事について適用する。

附 則（平成22年10月1日告示第68号）

この告示は、平成22年10月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知する建設工事について適用する。

附 則（平成22年11月1日告示第74号）

この告示は、平成22年12月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知する建設工事について適用する。

附 則（平成23年4月28日告示第40号）

この告示は、平成23年7月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知する建設工事について適用する。

附 則（平成24年5月7日告示第46号）

この告示は、平成24年7月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知する建設工事について適用する。

附 則（平成24年9月5日告示第89号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の赤磐市建設工事等最低制限価格取扱要領の規定は、施行の日以降に公告又は指名通知する建設工事について適用する。

附 則（平成24年11月7日告示第101号）

この告示は、平成25年1月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知する建設工事について適用する。

附 則（平成25年1月7日告示第1号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の赤磐市建設工事等最低制限価格取扱要領の規定は、施行の日以降に公告又は指名通知する建設工事について適用する。